

11 狩猟税

(単位：件、千円)

区 分		税率	狩猟者登録 総件数	調 定 額	
狩	第一種銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	110	1,424	
		(1) 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4		
		(2) 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4		
		(3) 法附則第32条の2第1項に該当するもの	16,500円×1/2	47	385
		(4) 法附則第32条の2第2項に該当するもの	16,500円×1/2		
		(5) 上記に該当しないもの	16,500円	63	1,039
	第二種銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要しない者		11	99
		(6) 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4		
		(7) 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4		
		(8) 法附則第32条の2第1項に該当するもの	11,000円×1/2	4	22
		(9) 法附則第32条の2第2項に該当するもの	11,000円×1/2		
		(10) 上記に該当しないもの	11,000円	7	77
網猟免許に係る登録	課税免除		286		
	(11) 法附則第32条第1項に該当するもの		283	—	
	(12) 法附則第32条第2項に該当するもの		3	—	
税	網猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	7	41	
		(13) 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4		—
		(14) 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4		—
		(15) 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	4	16
		(16) 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2		
		(17) 上記に該当しないもの	8,200円	3	25
	わな猟免許に係る登録	所得割額の納付を要しない者			
		(18) 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
		(19) 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
		(20) 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2		
		(21) 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2		
		(22) 上記に該当しないもの	5,500円		
網猟免許に係る登録	課税免除		10		
	(23) 法附則第32条第1項に該当するもの		10	—	
	(24) 法附則第32条第2項に該当するもの			—	
開	わな猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	369	2,103	
		(25) 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4		
		(26) 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4		
		(27) 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	225	922
		(28) 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2		
		(29) 上記に該当しないもの	8,200円	144	1,181
	第二種銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要しない者		38	140
		(30) 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
		(31) 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
		(32) 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	25	68
		(33) 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2		
		(34) 上記に該当しないもの	5,500円	13	72
網猟免許に係る登録	課税免除		753		
	(35) 法附則第32条第1項に該当するもの		751	—	
	(36) 法附則第32条第2項に該当するもの		2	—	
係	第二種銃猟免許に係る登録		57	148	
		(37) 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4		
		(38) 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4		
		(39) 法附則第32条第1項に該当するもの		20	—
		(40) 法附則第32条第2項に該当するもの		2	—
		(41) 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	16	43
		(42) 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2		
		(43) 上記に該当しないもの	5,500円	19	105
(1) ~ (43) の 合 計			1,641	3,955	